

郡山市勤労者互助会育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業に勤務する労働者の福利厚生の充実を図ることを目的とする郡山市勤労者互助会育成事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るため、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社郡山市勤労者互助会に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 補助金の交付対象は郡山市勤労者互助会事務局の管理運営に係る人件費及びその他の管理運営費並びに事業の実施に係る人件費、広告宣伝費、自主事業費、健康維持増進事業費、割引助成費、会員の共済事業に係る経費、映画券購入費、報奨費及びその他の交付対象事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、対象経費の10分の2に相当する額のうち、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類とは、運営に関する規程とする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更をいう。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から2か月以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。